第百十四条の二十九第一項第四号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第百十四条の二十九第二項	法第九十二条第一項	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第百十四条の二十九第四項	から前項まで	及び第二項
第百十四条の三十第一項及び第百十四条の三十一第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の三十二第一項各号列記以外の部分	受給権者は、毎年	受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて連合会が指定したものは
第百十四条の三十三第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の三十四	施行法第二十条	平成二十七年経過措置政令第二条第五号に規定するなお効力を有する改正前国共済施行法（以下この条から第百十四条の三十七までにおいて「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。）第二十条
	施行法第二十二条第一項	なお効力を有する改正前国共済施行法第二十二条第一項
第百十四条の三十五、第百十四条の三十六第一項及び第百十四条の三十七第一項	施行法	なお効力を有する改正前国共済施行法
第百十四条の三十九	決定し又は改定	改定
第百十四条の四十の二第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は必要ないものとする	しなければならない
第百十四条の四十二第二項第四号	法	なお効力を有する改正前国共済法
	令	なお効力を有する改正前国共済令
第百十四条の四十三第一項	、年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第一項及び第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする	連合会に提出しなければならない
第百十四条の四十四第一項	法第四十五条第一項	平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第四十五条第一項
	相続人	者
第百十四条の四十五各号列記以外の部分	第八十七条の二第八項の規定は、長期組合員が	長期組合員が
	について準用	は、組合が確認を行つた後当該組合を経由して行うことと
第百十四条の四十五第一号	決定（第百十四条第五項に定める者の法第七十六条の規定による退職共済年金の決定を除く。）又は改定（退職による改定を除く。）	改定
第百十四条の四十五第二号	決定又は改定	改定

2　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条から第百十四条の二の二まで、第百十四条の五、第百十四条の十から第百十四条の十一の二まで、第百十四条の十三、第百十四条の二十二、第百十四条の三十二の二から第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二、第百十四条の三十九第二項、第百十四条の四十一、第百十四条の四十三第二項及び第百十四条の四十五第三号の規定は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付及び旧国共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十九条　改正前国共済法による退職共済年金及び旧国共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。以下この条から第二十一条までにおいて「改正前国共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項により読み替えて準用する厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　改正前国共済法による退職共済年金等の年金証書の記号番号

三　国会議員等となった年月日

四　国会議員等である日の属する月における平成二十七年経過措置政令第十八条第二項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の六第一項第二号又は第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二項第二号又は第三号に掲げる額

五　所属する議会の名称

六　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

3　連合会は、平成二十七年経過措置政令第二条第三号の規定によるなお効力を有する改正前国共済法第七十五条第二項の規定により、改正前国共済法による退職共済年金等の受給権者が前項の書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、第一項の届出が提出された日の属する月の翌月以後に支払うべき当該改正前国共済法による退職共済年金等の支払を差し止めることができる。